資料1

○国土交通省訓令第３４号

国土交通省ジェンダー主流化推進本部及びジェンダー主流化推進室の設置に関する訓令を次のように定める。

令和７年５月７日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省ジェンダー主流化推進本部及びジェンダー主流化推進室の設置に関する訓令

（設置及び目的）

第１条　国土交通省の所掌事務に係るジェンダー主流化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、国土交通省に、国土交通省ジェンダー主流化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（事務）

第２条　本部の事務は、次のとおりとする。

（１）　国土交通省の所掌事務に係るジェンダー主流化に関する施策の総合調整に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事務に関すること。

（組織）

第３条　本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。

（１）　本部長　　大臣

（２）　本部長代行　副大臣及び大臣政務官

（３）　副本部長　　事務次官、技監及び国土交通審議官

（４）　本部員　　官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房技術総括審議官、大臣官房政策立案総括審議官、大臣官房公共

交通政策審議官、大臣官房土地政策審議官、大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、大臣官房海外プロジェクト審議官、大臣官房上下水道審議官、大臣官房技術審議官、大臣官房総括監察官、大臣官房官庁営繕部長、総合政策局長、国土政策局長、不動産・建設経済局長、都市局長、水管理・国土保全局長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、政策統括官、国際統括官、国土交通政策研究所長、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、観光庁長官、気象庁長官、運輸安全委員会事務局長及び海上保安庁長官

２　本部長は、本部の事務を総括する。

３　本部長代行は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、あらかじめ大臣が定めた順序で、その職務を代理する。

４　副本部長は、本部長を助け、本部長及び本部長代行に事故があるときは、あらかじめ大臣が定めた順序で、その職務を代理する。

５　本部長は、必要があると認めるときは、第１項第４号に掲げる者以外の者を本部員として参加させることができる。

（庶務）

第４条　本部の庶務は、関係局等の協力を得て、総合政策局共生社会政策課において処理する。

（ジェンダー主流化推進室）

第５条　国土交通省の所掌事務に係るジェンダー主流化に関する企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどるため、国土交通省に、ジェンダー主流化推進室（以下「推進室」という。）を置く。

２　推進室に、室長、室長代理、次長、その他所要のジェンダー主流化推

進官を置く。

３　室長は、総合政策局長をもって充てる。

４　室長代理は、総合政策局次長及び大臣官房審議官（総合政策担当）をもって充てる。

５　次長は、総合政策局共生社会政策課長をもって充てる。

６　室長代理は、室長を助け、室長に事故があるときは、あらかじめ室長が定めた順序で、その職務を代理する。

７　次長は、室長及び室長代理を助け、推進室の事務を整理する。

８　ジェンダー主流化推進官は、命を受けて、推進室の事務のうち特定事項に関する事務を分掌する。

（雑則）

第６条　この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この訓令は、令和７年５月８日から施行する。